（別添）

教員免許更新制に関する留意事項

平成２１年４月から実施されている教員免許更新制においては、国公私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の教育職員及び幼保連携型認定こども園の保育教諭の方々（以下、「現職教員」という。）は、１０年に一度、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者（都道府県教育委員会）に対して、修了確認又は有効期間の更新のための申請を行う必要があります。

教員免許状が失効すると、自身が現職教員として勤務を継続することができなくなるだけでなく、保護者や地域、社会からの学校への信頼が損なわれるなど、教育現場に大きな影響を及ぼす可能性がありますので十分に御注意ください。

教員免許状を意図せず失効させてしまう主な原因としては、

延期・延長に関して、免許状更新講習の受講時期の誤認（事例１、２）、

所持する免許状が旧免許状か新免許状かの誤認（事例３）、

国私立学校において、教育職員に該当する職か否か誤認（事例４）

等が考えられます。

以下の事例を確認の上、免許状更新講習の受講時期を適切に把握し、受講状況の進捗管理を行ってください。

＜延期・延長に関して、免許状更新講習の受講時期を誤認する事例＞

○事例１　旧免許状所持者が新たに教員免許状を取得した事例　⇒　手続きが必要

平成２１年３月３１日以前に取得した教員免許状と平成２１年４月１日以降に新たに取得した教員免許状を所持する者が、自分の修了確認期限を新たな免許状の取得から１０年後であると誤認したケース

（正しい認識）

平成２１年３月３１日以前に一枚でも教員免許状を取得している者が、平成２１年４月１日以降に新たに教員免許状を取得した場合、旧免許状として授与されるため、原則として修了確認期限（図１の①の期限）は変わりません。

よって、この事例においても、生年月日から起算した修了確認期限までに講習を受講し修了確認を受ける必要があります。

ただし、免許状更新講習受講義務のある現職教員（臨時講師、非常勤講師含む。）が、修了確認期限の２か月前までに都道府県教育委員会に対して修了確認期限の延期申請を行った場合に限り、新たな免許状の取得日の翌日から１０年以内の範囲で修了確認期限を延期することができます（図１の②の期限）。

なお、新免許状所持者が新たに免許状を取得した場合については（事例３）を参照願います。

【図１】

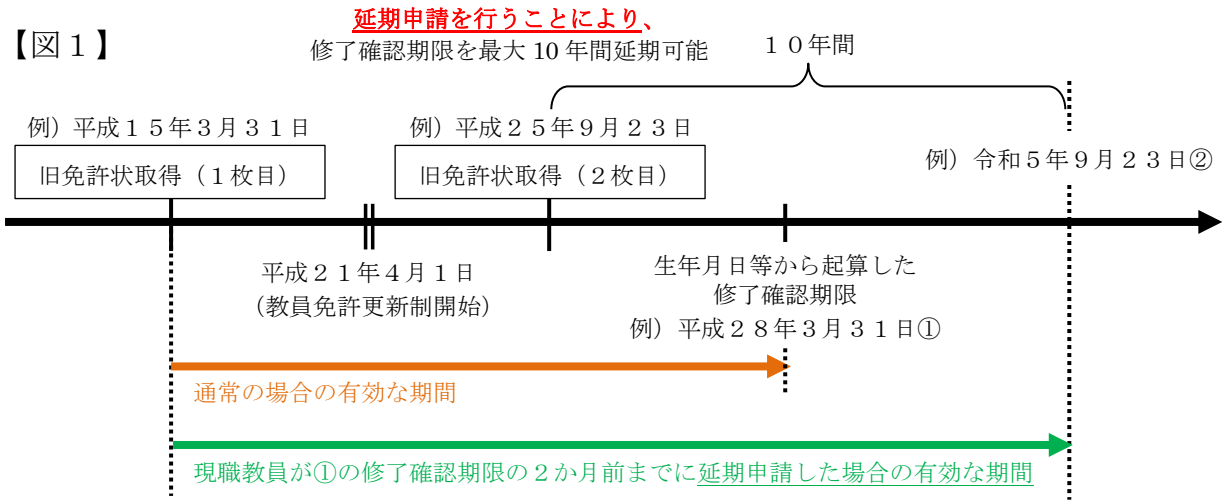

○事例２　免許状の追加取得以外の延期・延長に関する事例　⇒　手続きが必要

病気休暇や育児休業、介護休業等を取得したことによって、自動的に休暇や休業の終了後まで修了確認期限や有効期間の満了日が延期されたと誤認したケース

（正しい認識）

一部の例外（※）を除き、修了確認期限や有効期間の満了日が自動的に延期・延長されることはありません。

よって当該期限又は当該満了日の延期・延長を行うためには、期限又は満了日の２か月前までに免許管理者（都道府県教育委員会）に申請を行う必要があります。

※　新免許状所持者が新たに免許を取得する場合、その者の所持する全ての免許状の有効期間の満了日は所持する免許状の有効期限の最も遅い有効期間の満了日に自動的に統一されます。

＜所持する免許状が旧免許状か新免許状かを誤認する事例＞

○事例３　免許状の所要資格を得た日と取得日が異なる事例　⇒　免許状取得日を確認

平成２１年３月３１日以前に教員免許状取得の所要資格を得たものの教員免許状を取得していなかった者が、平成２１年４月１日以降に当該所要資格により教員免許状を取得した場合に、所持する免許状が旧免許状であると誤認したケース

（正しい認識）

旧免許状（平成２１年３月３１日以前に取得した教員免許状）を所持しない者が、平成２１年４月１日以降に初めて教員免許状を取得した場合、当該者の所持する教員免許状は新免許状となるため、教員免許状に記載されている有効期間の満了日（所要資格を得た日から１０年後の年度末）までに講習を受講し修了確認を受ける必要がある（図２の①の満了日）。

なお、有効期間の満了日の異なる新免許状を複数所持する場合は、全ての新免許状の有効期間の満了日は、最も遅く満了する日に自動的に統一されます（図２の②の満了日）。

よって最も遅く到来する有効期間の満了日にしたがって、免許状更新講習を受講する必要があります。

この場合、旧免許状の場合と異なり、免許管理者への有効期間の延長申請は不要です。

【図２】

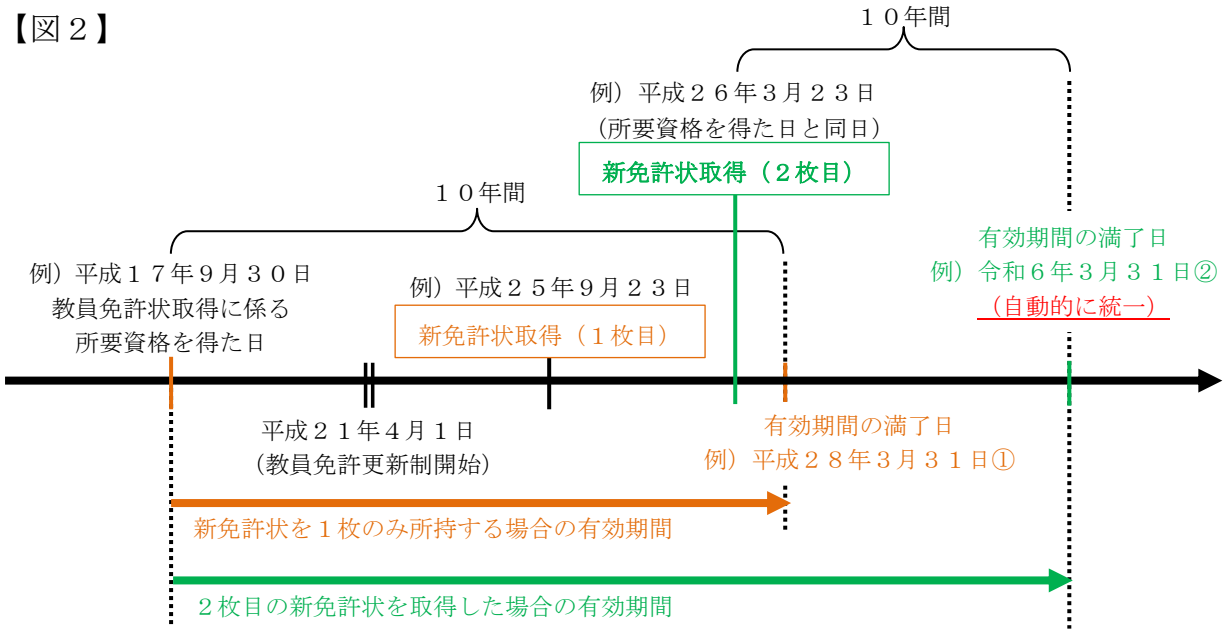

＜主に国私立学校において、教育職員に該当する職か否か誤認する事例＞

〇事例４　学校や園における独自の職に関する事例　⇒　自身の職の該当を確認

学校や園独自の職名（「補助教諭」等）で採用された教員が、教員免許更新制の対象である教育職員免許法上の「教育職員」に該当せず、免許状を更新する必要がないと誤認したケース

（正しい認識）

学校や園が独自の職を設けている場合があることから、当該職が、教育職員免許法上の「教育職員（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師)」に該当する職であるかどうかについて管理職等に確認してください。教育職員に該当する職である場合は、免許状更新講習を受講する必要があります。